平成２５年（フ）第７号
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字野口43番地
破産者　元木　　忍
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第４号
香川県坂出市本町３丁目４番８号
破産者　長尾　秀俊
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第３５号
大分市東春日町７番13号　外苑レジデンス605号
破産者　吉田良治こと　鄭　　良治
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６９号
大分市東春日町７番13号　外苑レジデンス605号
破産者　吉田　幸子
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６０号
鹿児島市光山２丁目31番59号、開始決定時の住所宮崎市東宮１丁目123番地
破産者　平田　優一
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５５号
宮崎市大字内海7471番地100
破産者　坂上　　司
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８２号
宮崎市橘通東５丁目７番25号　アートコーポ88―407号
破産者　甲斐　久賀
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８号
福岡県柳川市佃町309番地１
破産者　末松　　直
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
福岡県三潴郡大木町大字八町牟田229番地６
破産者　宮部　一博
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第３８８号
埼玉県児玉郡神川町大字中新里308番地
破産者　吉田　寛爾
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４９号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕1640番地の165
破産者　中﨑　亮介
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第８４９号
北海道千歳市千代田町４丁目22番地の２
破産者　平塚　一也
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０号
札幌市南区澄川３条５丁目３番５号　コーポのと203号
破産者　宮負　良江
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４号
北海道苫小牧市美園町３―13―12　ニドムイーストコート、住民票上の住所札幌市中央区南８条西13丁目２番34号　シャルム８―103号
破産者　川上　義孝
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第３６６号
仙台市太白区東中田１丁目24―31、住民票上の住所宮城県名取市名取が丘一丁目２番11号
破産者　伊藤　　聡
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６７１号
埼玉県東松山市五領町９番地29　パークタウン五領２号棟501、開始決定時の住所仙台市青葉区一番町２丁目10番26―302号
破産者　小島　孝文
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８５５号
仙台市泉区旭丘堤１丁目13番１号　ブリティッシュヒルズ旭ヶ丘102、従前の住所仙台市泉区七北田字大沢大ケ沢46番地の1381クラッセ・ラ・フォンテーヌ309
破産者　宍戸　祐樹
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
宮城県多賀城市中央２丁目18番５号
破産者　渡部　和美
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
仙台市泉区東黒松11番５号、住民票上の住所宮城県石巻市南浜町３丁目１番28号
破産者　北角　榮一
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係